

桑名市こどもの権利条例のこども向け周知・啓発業務受託者選定 に係るプロポーザル審査基準書

1. 目的

本審査基準書は、桑名市こどもの権利条例のこども向け周知・啓発業務受託者選定に係るプロポーザルの審査にあたり、最も優れた提案を行った事業者を選定するために必要な事項を定める。

2. 審査の対象

審査の対象者は、以下の全てを満たす者とする。

- (1) 桑名市こどもの権利条例のこども向け周知・啓発業務受託者選定に係るプロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)
3. 参加資格を全て満たす者
- (2) 実施要領 10. 提案者の失格の全ての項目に該当しない者

3. 審査を行う者

桑名市こどもの権利条例のこども向け周知・啓発業務受託者選定委員会(以下「委員会」という。)

4. 審査・選定方法

委員会は、下記及び審査基準により本市に最も適した提案を行った事業者を優先交渉権者として選定するものとする。

- (1) 企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションについて内容を審査し、審査基準点(最大審査点(満点)の 60%)を超えた者の中で、審査点数が一番高い者を優先交渉権者とし、二番目に高い者を次点とする。
- (2) 審査点数が同点の場合、提案内容が高い者を優先交渉権者とし、更に同点の場合は見積金額の低い者を優先交渉権者とする。また、参加者が1者のみの場合には、桑名市が定める基準を満たした提案内容であれば交渉権者とする。

プロポーザル審査基準表

評価項目	評価の考え方・着眼点	配点
① 全体の方向性	本条例の内容を十分に理解し、業務の目的に合った提案内容か。	25点
② 有効性	本条例の趣旨、内容を分かりやすく伝える工夫があり、ターゲットに合わせた効果的な内容を選択しているか。	25点
③ デザイン性	ターゲットに合わせた、見やすいデザインがされているか。	25点
④ 啓発力	ターゲットが本条例の趣旨に関心を持ち、自分ごととして捉えるような工夫があるか。	25点
⑤ 企画性	提案内容は、独自のアイデアが盛り込まれ、オリジナリティのあるものか。	25点
⑥ 実施体制	同種又は類似の業務の履行実績が十分であり、確実に実施できるスケジュールや実施体制、経験が十分な人員が確保されているか。	15点
⑦ 費用	効果を最大現に発揮できる制作費の予算配分を提案できているか。 事業内容からみて、見積価格は妥当か。	10点
合 計		150点